

久留米の水だより

久留米の水だよりバックナンバーを
市ホームページで公開しています。



バック
ナンバーは
こちらからも！

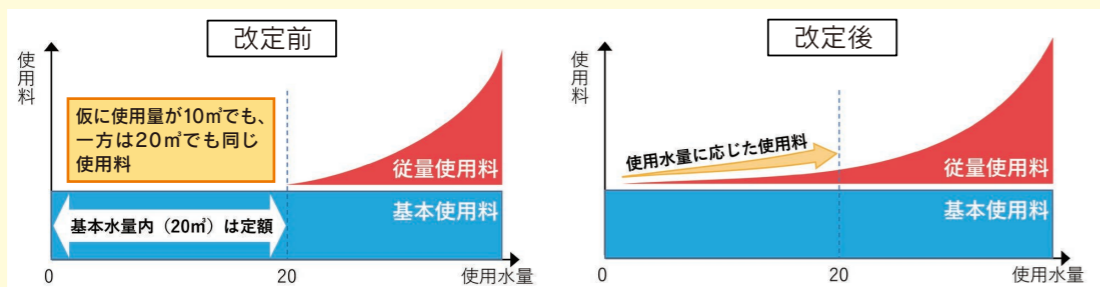
久留米の水だより 検索

特集 17年ぶりの下水道使用料の改定

Q なぜ基本水量制を廃止するの？



A 近年、単身世帯の増加や節水型機器の普及等により基本水量に満たない世帯が増加しています。使用量が少ない使用者に対して不公平感を解消するため、新たに使用水量に応じた従量使用料を設定します。

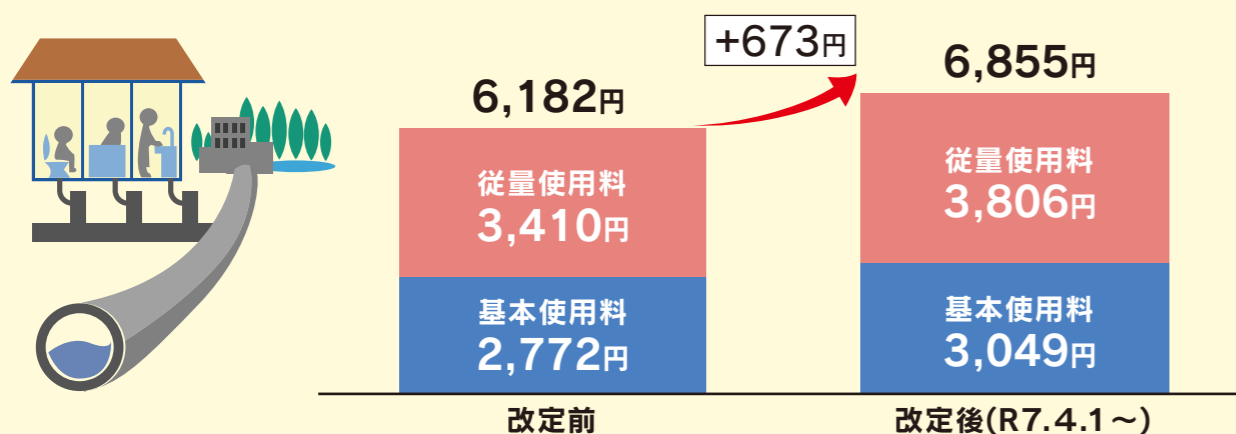


(図は2か月使用の場合)

Q 実際にどれくらい上がるの？



A 一般家庭2か月で40m³を使用する場合、改定後は6,855円(税込み)となり、改定前と比べて673円の値上げになります。



◎下水道使用料早見表(2か月)* (税込み)

使用量	改定前	改定後	差額
5m³の場合	2,772円	3,060円	+288円
10m³の場合	2,772円	3,071円	+299円
20m³の場合	2,772円	3,093円	+321円
40m³の場合	6,182円	6,855円	+673円
60m³の場合	10,054円	11,123円	+1,069円
80m³の場合	13,926円	15,391円	+1,465円
100m³の場合	17,798円	19,659円	+1,861円
500m³の場合	121,418円	131,639円	+10,221円
1000m³の場合	278,718円	301,479円	+22,761円
2000m³の場合	601,018円	649,079円	+48,061円

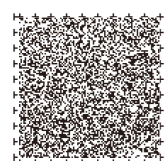
*久留米市では水道メータの検針を2地区に分け、1か月に1地区を検針しています。そのため、お支払いいただいている下水道使用料は2か月を基本に計算しています。

使用料改定について
詳しくはこちら



◎ 使用料改定について

総務 TEL:30-8504
FAX:30-8570
使用料の計算や早見表
営業管理課 TEL:30-9078
FAX:38-2694



令和7年4月から 下水道使用料を改定します

今回の改定は平成20年4月以来、17年ぶりの改定です。
これからも下水道事業を通して「快適で安全な暮らしの提供」と
「循環型社会の推進」に努めてまいりますので、
ご理解ご協力をよろしくお願いします。

ポイント①
全体で9.96%改定

ポイント②
基本水量制を廃止

使用水量に応じた使用料を計算するために、
0~20m³の使用量単価を設定しました。